



CSRD/ESRSの概要と 今後企業に求められる対応

有限責任 あずさ監査法人

2024年11月

Contents

01 ESG情報開示の動向

02 CSRD/ESRSの概要と特徴

03 今後の動向

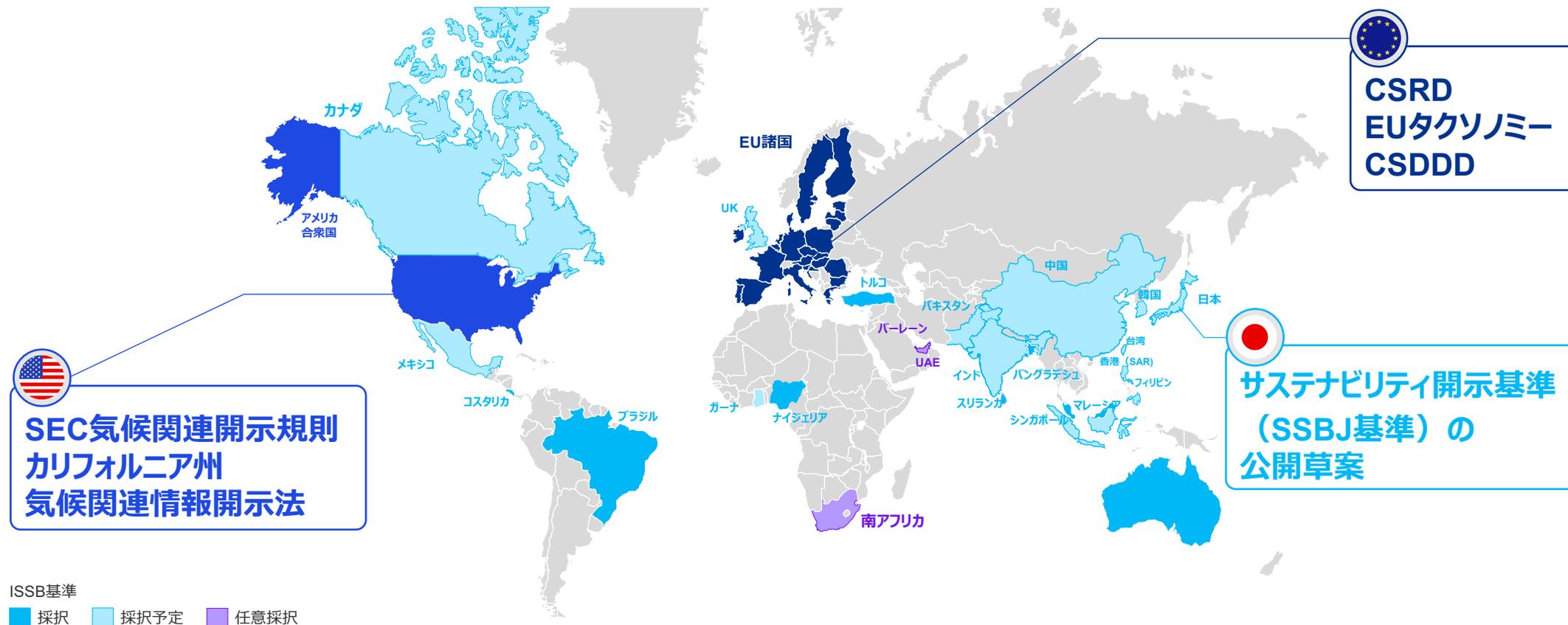
04 サステナビリティ経営に向けて

01

ESG情報開示の動向

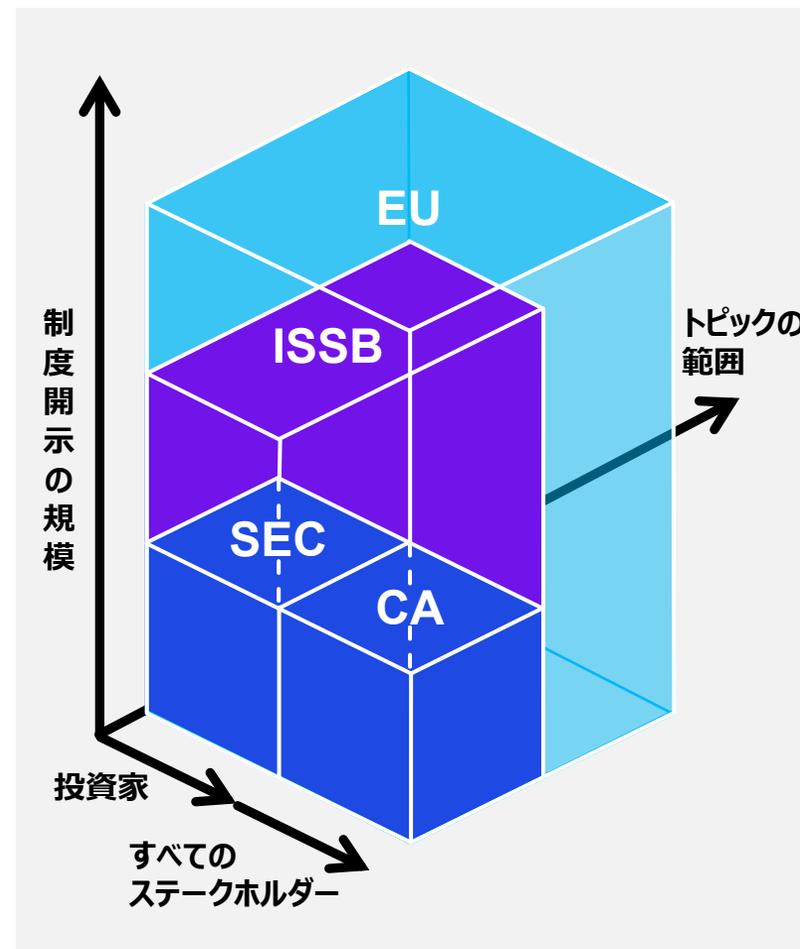
世界のESG開示規制の概要

- ◆ ISSB™基準、CSRD（企業サステナビリティ報告指令）、アメリカのSEC気候開示規則など、世界各地でESG開示規制が公表されています。
- ◆ また、EUでは、CSRDに加え、EUタクソノミー規則やCSDDD（企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令）等、関連する規制も導入されています。



ESG開示に関する各規制の特徴

<p>包括的なESG報告としてのCSRD</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 投資家に限定されないステークホルダーを想定 リスク・機会のみならず、環境・社会へのインパクトを重視 気候変動に限定されないESGに関する情報開示項目の設定
<p>グローバルスタンダードとしての国際サステナビリティ基準審議会 (以下、ISSB)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 投資家重視 サステナビリティに関連するすべてのリスクと機会に関する報告義務を含む一般原則 気候関連のトピック別基準が公表 (他のトピック別基準は開発中)
<p>SECの気候関連開示規則</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 投資家と上場企業に焦点 非財務情報のセクションにおけるGHG排出量および気候関連リスクの開示に加えて、関連する財務諸表注記を要求 <p>※訴訟が提起され、施行は停止中</p>
<p>カリフォルニア州気候に関する規制</p> 	<ul style="list-style-type: none"> カリフォルニア州で事業を行うすべての企業に焦点 2023年10月7日に法制化 罰金や罰則を含むGHG報告の詳細な要件



02

**CSRD/ESRSの概要と
特徴**

CSRD成立の背景

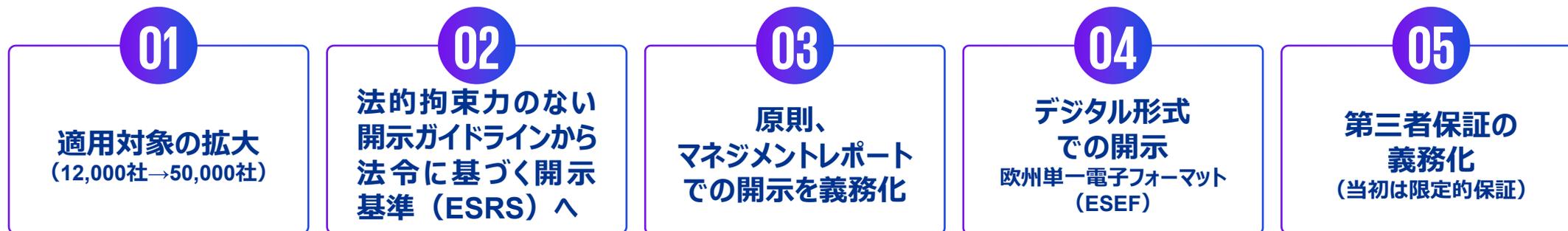
- ◆ EUでは、2019年12月に公表された「**European Green Deal**」で定めた「2050年までにClimate Neutralを達成する」旨を含む諸施策を進めており、当該施策の一環として2023年に**CSRDが発行されています**。
- ◆ CSRDは、現行の指令（NFRD*）から対象企業・開示内容を拡充する形で改正が行われています。

* Non-Financial Reporting Directive

CSRD適用までの動き



NFRDからCSRDへの主な変更点



CSRDの適用要件と適用パターン

- ◆ 日本企業を含むEU域外に親会社のある企業に関連して、CSRDは、①2025年1月1日以降（EU域内子会社での適用）と、②2028年1月1日以降（実質的な域外適用）にわたり適用されます。
- ◆ また、①のEU域内子会社での適用については以下の3つの適用パターンがあります。

適用時期と要件		
時期	①2025年1月1日以降（EU域内子会社）	②2028年1月1日以降（日本親会社）
適用要件	以下の3要件のうち2つ以上に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・純売上高：50百万ユーロ超 ・総資産：25百万ユーロ超 ・従業員：250名超 	以下に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・EUでの純売上高：150百万ユーロ超 ・EUに1つ以上の大会社等またはEUでの売上高40百万ユーロ超の支店が存在

EU域内子会社の適用パターン（概要）

<p>A EU域内の子会社（グループ）がそれぞれ報告</p> <p>各子会社単体のサステナビリティ報告書 (各子会社の下に子会社がない場合)</p>  <p>子会社グループの連結サステナビリティ報告</p> 	<p>B 日本親会社がグループ全体について報告</p> <p>日本親会社グループの連結サステナビリティ報告</p> 	<p>C EU域内子会社をまとめて報告</p> <p>欧州子会社を仮想連結したサステナビリティ報告 (2030年度までの時限措置)</p> 
--	--	--

CSRDの特徴：①投資家への情報提供を超えた開示

- ◆ CSRD開示は**投資家への情報提供を超えた情報開示が要求されている**ことが特徴としてあげられ、2つの主要なグループがステークホルダーとして想定されています。
- ◆ ステークホルダーとは、**事業に影響を与えたり、影響を受けたりする可能性のある人のこと**を指します。

01

サステナビリティ報告書の利用者



- 一般目的財務報告の主な利用者
(投資家、資金の貸し手、アセットマネジャー等)
- ビジネスパートナー
- 労働組合およびソーシャルパートナー
- 市民社会、NGO、政府、アナリスト 等

02

影響を受ける個人またはグループ



- 企業活動やバリューチェーンにおける直接的・間接的なビジネス関係によって、プラス・マイナスの影響を受ける・受ける可能性のある利害関係を有する個人またはグループ

CSRDの特徴：②ダブル・マテリアリティ

- ◆ CSRDはダブル・マテリアリティの考え方を採用しており、①企業が環境・人に与える影響と、②サステナビリティ課題が企業に与える影響の両面からマテリアリティを特定します。
- ◆ これにより、自社の業績だけではなく、環境や社会といったより広い視点から、企業が及ぼす（または受ける）影響について開示が求められます。



1 インパクト・マテリアリティ

サステナビリティ課題が短期、中期、長期的に人々や環境に影響を及ぼす場合、インパクトの観点からマテリアルである

例：〇〇は、広範囲に利用され、×××、土壌、水系に与える影響が大きいため、環境に与えるインパクトがマテリアルである。

いずれか
または
双方

2 ファイナンシャル・マテリアリティ

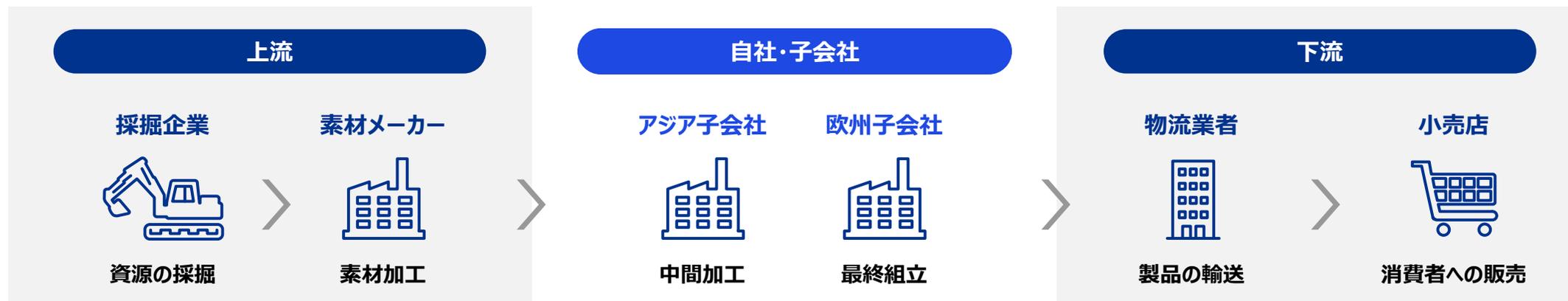
サステナビリティ課題に関するリスクや機会が短期、中期、長期に企業のキャッシュフロー等に重要な影響をもたらす場合、財務上の観点からマテリアルである

例：B事業は温室効果ガス排出量が大きく、低炭素社会への移行に伴い、中長期的に当該事業ひいては企業に対する正味キャッシュフローに大きな影響を与えるため、潜在的な財務影響がマテリアルである

CSRDの特徴：③バリューチェーン情報の開示

- ◆ ダブル・マテリアリティの考え方にに基づき認識した、**重要なインパクト、リスクおよび機会**をサステナビリティ情報の利用者が理解するために、**重要性のあるバリューチェーン情報**を含める必要があります。
- ◆ このため、欧州に製造拠点を置く企業のみならず、欧州拠点の機能が販売や物流のみであり、比較的小さな規模の場合でも影響を受ける可能性があります。

電気製品のバリューチェーンの例



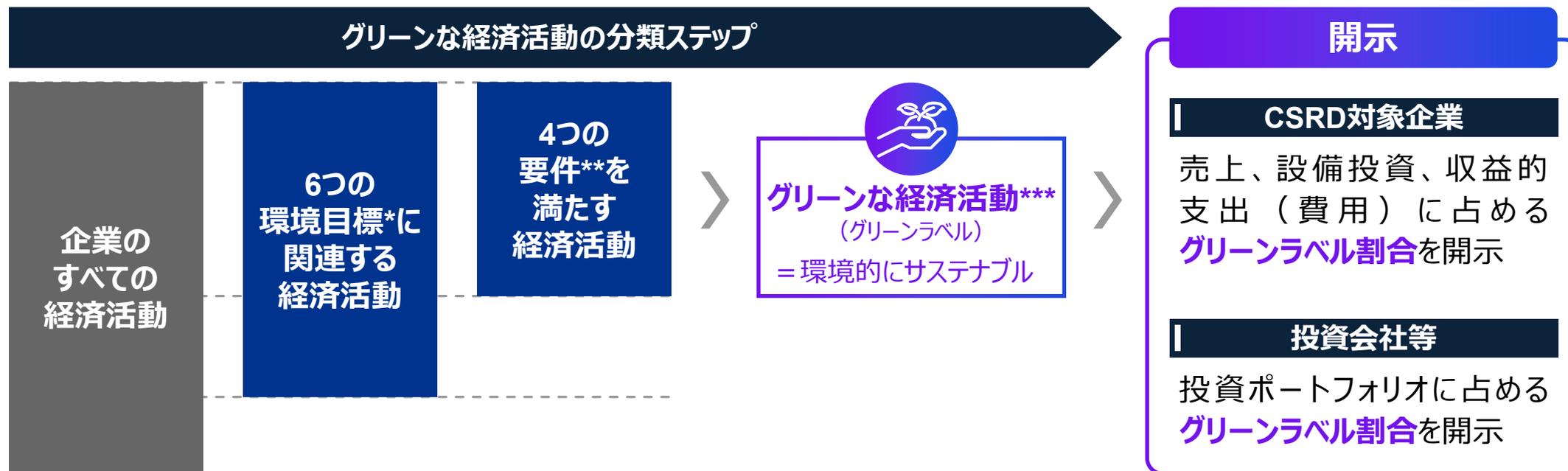
インパクト
(例：児童労働)



- 上流および下流のインパクト、リスク及び機会が重要な場合、当該情報を含める必要があります
- バリューチェーンに関する情報が得られない場合、業界平均データ等を利用して**推定計算**をすることが認められています
- 3年間は、バリューチェーンに関する指標に関するデータが得られず、他のEU法令で開示が要求されているものでない場合、情報が得られない理由、今後の計画を開示することで、開示をしないことも認められています

関連する開示規制：EUタクソミー

- ◆ EUタクソミーとはグリーンな経済活動の分類規準のことであり、EUが定めたグリーンの定義を踏まえて、**自社の経済活動のグリーン割合を、売上、設備投資、収益的支出（費用）**について開示をすることが求められます。
- ◆ CSRDの対象となる大会社等が当該情報を継続的に開示することによって、企業の事業活動における**グリーン割合の増加を促すこと**につながっていくことが期待されています。



* 気候変動の緩和など、ESRSの環境（E）の各トピックと整合した6つの目標
** 6つの環境目標のうち少なくとも1つについて実質的に貢献する等の要件
*** 6つの環境目標のうち1つ以上への貢献の形態により、環境にサステナブルとされた経済活動

ESRSで求められる開示項目

- ◆ CSRDの開示要求の詳細は欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に定められています。
- ◆ ESRSでは、12個の基準書の中で82項目におよぶ開示要求が示されており、さらに各開示要求の要素となるデータポイント（DP）は783個にわたります。企業は、ダブル・マテリアリティの考え方に基づきマテリアリティ評価を実施し、その結果重要と判断された項目について開示を行います。
- ◆ 一方で、適用間もない時期での企業の開示負担を軽減するため、段階的適用アプローチが採用されています。

	基準書No	ESRS基準書テーマ	開示項目数
横断的基準	ESRS1	全般的要求事項	0
	ESRS2	全般的開示項目	12
E環境	E1	気候変動	9
	E2	汚染	6
	E3	水と海洋資源	5
	E4	生物多様性とエコシステム	6
	E5	資源の使用とサーキュラーエコノミー	6
S社会	S1	自社の労働力	17
	S2	バリューチェーンにおける労働力	5
	S3	影響を受けるコミュニティ	5
	S4	消費者および最終顧客	5
Gガバナンス	G1	企業行動	6
合計			82

特徴1 マテリアリティ評価

- ESRS2（全般的開示項目）の12項目等は必須開示
- その他は、原則として、マテリアリティ評価の結果に応じた開示

特徴2 段階的適用（Phased-in）アプローチ

(1) 開示企業の負担軽減

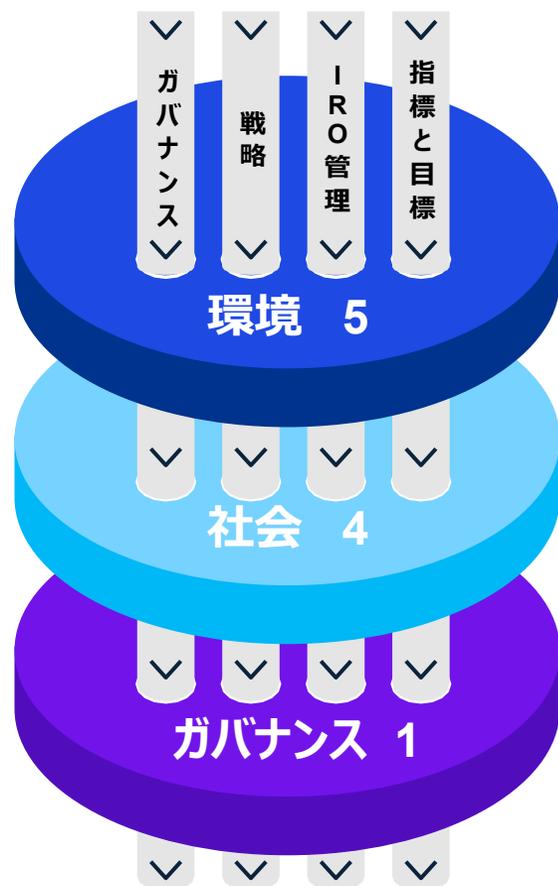
- E1～E5の財務影響の開示は、初年度は省略可能
- E1～E5の財務影響の開示は、開示3年目までは質的開示のみによるを許容
- S1のうち自社労働者のうち従業員に該当しない者の特性、研修とスキル開発等の開示は、初年度は省略可能

(2) 平均（連結）従業員数750名以下の開示企業

- E1のスコープ3およびS1の開示は、初年度は省略可能
- E4、S2、S3、S4の開示は、初年度および翌年度は省略可能

ESRSにおける3つの領域と4つの柱

- ◆ ESRS2「全般的開示項目」では、開示の全体像が示されています。
- ◆ 環境、社会、ガバナンスの3つの領域について、報告のための4つの柱を設定しています。



ガバナンス

サステナビリティ課題を管理および監督するために設けられている監督機関および経営陣の責任、プロセス、報告手順の範囲



戦略

企業の戦略とビジネスモデル、ステークホルダーとバリューチェーン、重要なIROと戦略およびビジネスモデルとの関係性



インパクト、リスクおよび機会の管理

マテリアルであると評価されたサステナビリティ課題に関するインパクト、リスクおよび機会（IRO）



指標と目標

マテリアリティ評価を踏まえて識別された指標と目標

開示が求められる主要な指標

- ◆ ESRSにおいては、**広範な指標について正確な情報の開示**が必要となるため、それらの情報を収集するためのプロセスの構築・運用が求められます。
- ◆ また、開示するトピックが多岐にわたるため、財務報告とは異なり、各指標ごとに**異なる単位**（例：t-CO2、年、人数 etc.）で測定・開示が必要になります。

トピック	開示が求められる主要な指標（ ）内は主な測定単位
<p>環境</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • Scope1,2（自社）およびScope3（バリューチェーン）のGHG排出量（t-CO2e） • 水ストレスの高い地域を含む重要な水リスクのある地域における水消費量（立方メートルトン） • 企業が市場に提供する製品の予想される耐久性、その製品群ごとの業界平均との比較（年数など）
<p>社会</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 経営層における男女別の人数・割合（人、%） • 定期的な業績評価やキャリア開発レビューへの従業員の参加割合、男女別平均研修受講時間（%、時間） • 報告期間における差別事案の件数（件数）
<p>ガバナンス</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 腐敗・贈収賄防止法違反の有罪とされた判決数、課された罰金額（金額） • 国／地域別、受領者／受益者の種類別の直接的／間接的に行った政治献金・現物支給の総額（金額） • 支払慣行において、請求書の支払に要する平均日数（日数）

03

今後の動向

CSRDの今後のスケジュール

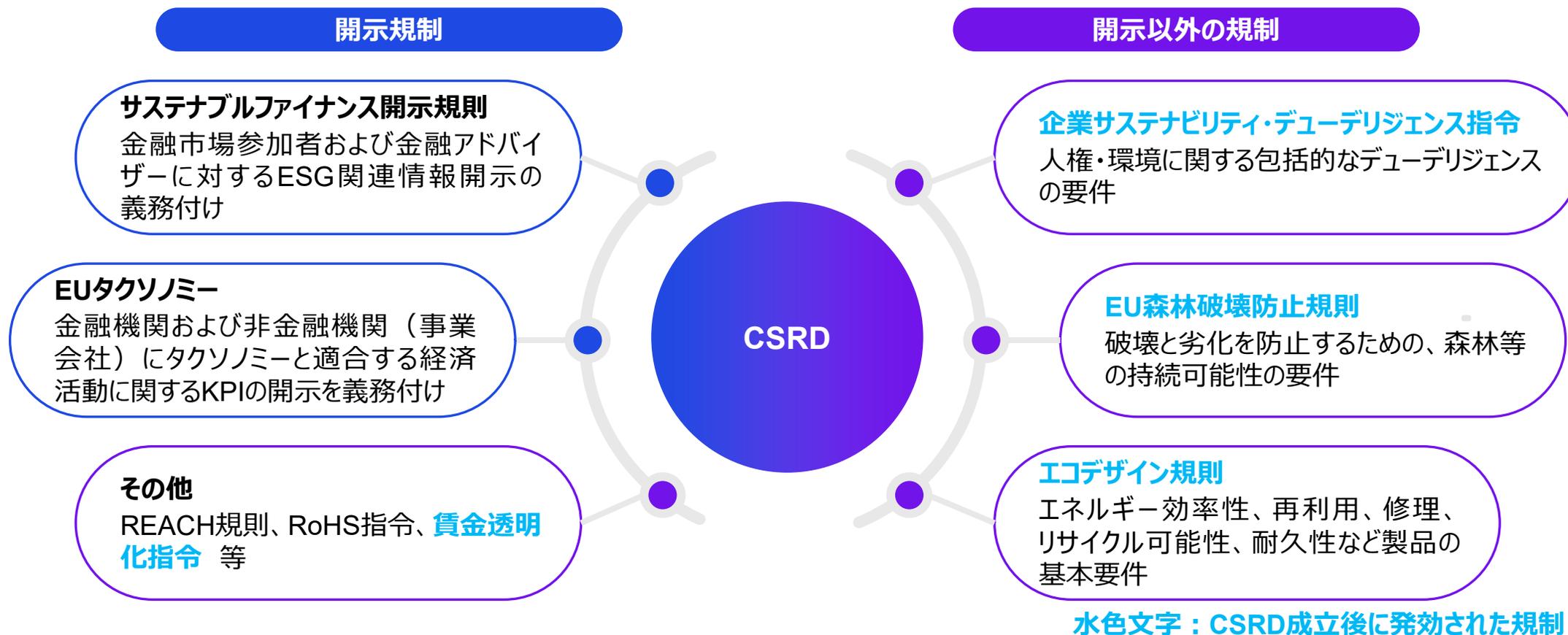
- ◆ CSRDの適用範囲は段階的に拡大されていきます。
- ◆ 一方で、セクター別基準や保証基準は現在も開発中であり、それらによって企業負担が増減する可能性があるため、今後の動向を引き続き注視する必要があります。

今後のスケジュール



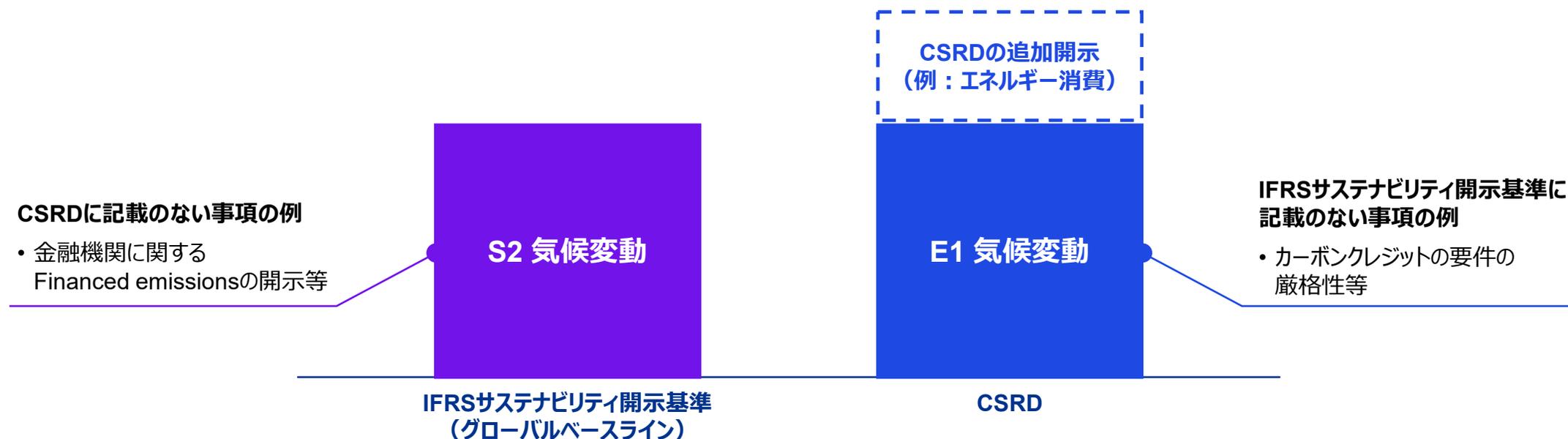
他のEU規制との関係

- ◆ CSRD/ESRSには他のEU規制による要請事項も考慮する必要があり、関連指標の開示や規制への対応状況の記載が求められます。
- ◆ さらに、CSRD成立後に発効されたEU規制もあり、関連する開示項目についてはこれらの影響を考慮する必要があります。



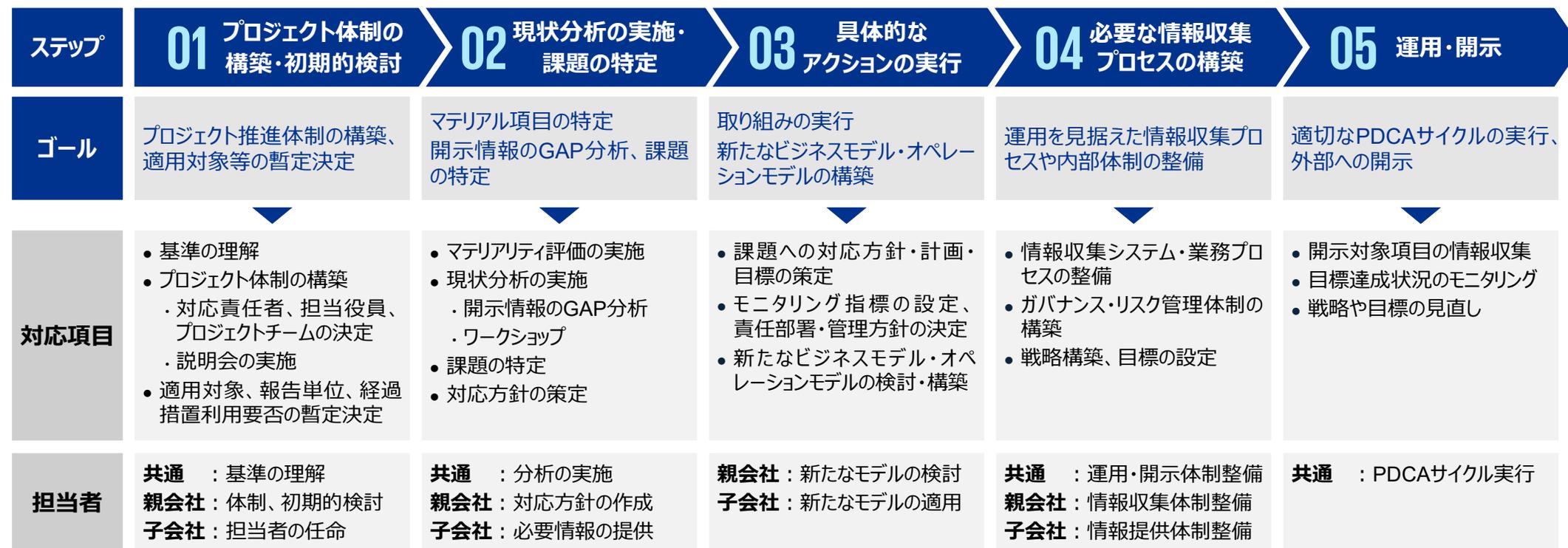
ESRSとISSBとの関係

- ◆ サステナビリティ情報開示のグローバル基準としてISSB基準（IFRS®サステナビリティ開示基準）があり、多くのサステナビリティ開示規制は**ISSB基準をベースライン**として開発されています。
- ◆ ESRSはISSB基準に先立ち包括的な開示基準として開発されましたが、ISSBと欧州委員会／EFRAGは両者の**相互運用可能性（interoperability）**に関して、2024年5月に共同で全般的記載および気候変動に関する相互運用可能性のガイダンス（educational material）を公表しています。
- ◆ 両基準の記載に差はあるものの、CSRDのファイナンス・マテリアリティはISSBのマテリアリティと一致するなど同ガイダンス等を参照することで、両基準に個別に対応する重複を避けて**作業の効率化**を検討することが可能と考えられます。



CSRDに対応するためのプロジェクト

- ◆ CSRDへの対応にあたっては、ステップを分けて段階的に進めるアプローチが想定されます。
- ◆ まず、ステップ2までで課題を洗い出し対応方針を策定し、その後ステップ4まででアクションを実行するとともに情報収集のプロセスを構築します。
- ◆ 運用・開示の段階では設定した目標の進捗状況を管理するためのPDCAサイクルを実行します。そのためのガバナンスやリスク管理の体制を構築することが実効性のあるアクションにつながるためには重要となります。

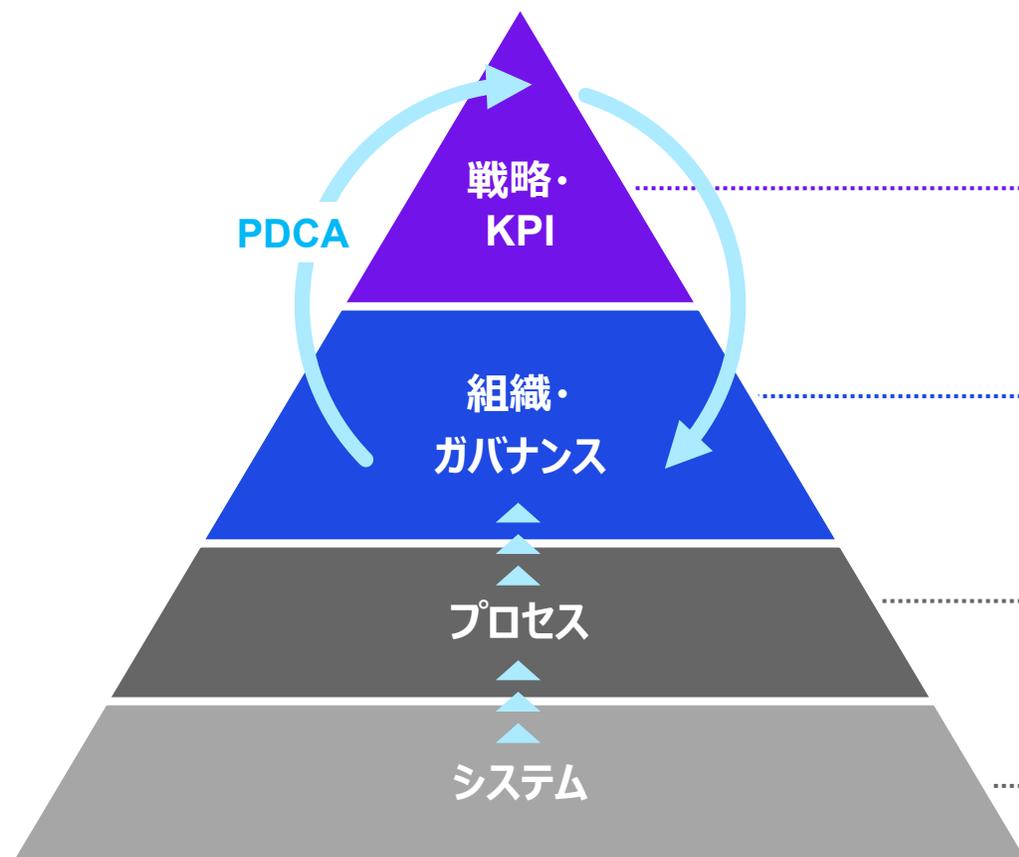


04

サステナビリティ経営に向けて

ESG開示規制対応をサステナビリティ経営に活用するために

- ◆ CSRD等の開示規制の取り組みを単に一過性の開示規制への対応のみで終わらせるのではなく、継続的に運用・改善を行い、サステナビリティ経営の実践につなげることが企業価値の後方のために重要となります。
- ◆ そのためには、戦略・KPIの立案から、それを管理・監督するための組織・ガバナンス体制の構築、それらを支えるプロセス・システム基盤の整備を行う必要があります。



サステナビリティ経営*を実現するための体制

戦略・KPI

サステナビリティの取り組みがどのように中長期的な企業価値の向上に寄与するのかを明確にしたうえで戦略およびKPIへの落とし込みを行う

組織・ガバナンス

上記の戦略を実行するためのガバナンスを構築するとともに、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を継続的に把握し管理・監督する組織体制を構築する

プロセス

適時な管理・監督を支えるためにKPIを報告するためのプロセスを構築する

システム

上記をデータドリブンに行うためのIT基盤を整える

* 環境・社会・経済の持続可能性に配慮し、事業の持続可能性を図る経営



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public